

流山市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

令和5年8月現在

1. 事故報告書提出について

指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条第1項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条第2項、流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第32条により運用する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の38第1項等に規定する当該サービスの提供により事故が発生した場合、市に対して報告をするものとする。

2. 事故報告の提出要件

① サービス提供中に利用者が死亡に至った場合

② サービス提供中に利用者が怪我をした場合

怪我の程度は、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの

③ 誤薬に関する事故

④ 虐待等、従業員の方法違反および不祥事等の発生

⑤ 食中毒や結核等の感染症が発生した場合

⑥ その他事業所が必要と判断した場合

利用者の徘徊や行方不明で警察に捜索願を出した場合等

上記要件で、利用者が流山市の介護保険被保険者あるいは発生した事業所の所在地が流山市であるとき提出する。

3. 事故報告の手順

○報告様式

市ホームページ掲載の「流山市事故報告書様式」を使用する。

○報告方法

電子メールにて、以下のアドレスに提出する。

エクセル形式で提出する。(PDF および紙媒体不可)

件 名：「事故報告（事業所名）」

提出先：kaigo@city.nagareyama.chiba.jp

(介護支援課メールアドレス)

○報告期限

事故発生後、速やかに5日以内を目安に提出をする。期限内にすべての項目を記入することが困難な場合は、第1報において可能な限り（少なくとも1から6の項目）記入し、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告をする。

状況の変化等、追加の報告がある場合は必要に応じて報告する。

(問い合わせ先)

〒270-0192

流山市平和台1-1-1

流山市役所介護支援課介護給付係

電話：04-7150-6531